

第7 外国人住民の投票資格及び請求資格

外国人住民については、「市との関わりにおいて、まちづくりに関係する存在である」ことから、「市との関わりにおいてまちづくりに参加することができる」ものと考えられ、市内に住所を有する外国人住民については、住民投票の権利の対象者とする考え方がある。

一方、外国人住民に対する住民投票の投票資格及び請求資格については、選挙権との関係等を含め、別の視点からの検討が必要であるとも考えられる。

この項目では、住民投票を実施するに当たって、外国人住民の投票資格及び請求資格について、検討する。

検討内容

- 1 外国人住民についての論点
- 2 外国人住民を住民投票の権利の対象者とした場合における外国人住民の範囲等

論点整理

1 外国人住民についての論点

《外国人住民を含めて投票資格者及び請求権者とする考え方》

- 地方自治法第10条では、市町村の区域内に住所を有する者を当該市町村の「住民」としている。この「住民」については、外国人が含まれるものとされている。これは、市町村の区域内に生活の本拠である住所を有する者を「住民」とするという考え方であり、国籍の如何を問うものではないことによるものである。
- 自治体が独自の判断により制定する住民投票条例による住民投票の権利は、外国人に対する地方参政権とは別のものであり、公職選挙法による選挙権と同一の整理とはならない。
- 苫小牧市議会においては、「定住外国人の地方参政権付与を求める意見要望書（平成7年12月15日）」が提出されている。

《日本国民のみを投票資格者及び請求権者とする考え方》

- 憲法第93条第2項にいう「住民」とは、日本国民を意味するものであり、在留外国人に地方参政権を保障したものではない。そのため、外国人住民の住民投票の権利についても同様に、慎重に判断する必要がある。
- 永住外国人に対する地方公共団体の議員及び長の選挙権の付与については、第143回国会において、民主党・公明党が法案を共同提出したのが最初であり、以後、同様の法案が継続的に国会で審議されているが、賛否が分かれており、いずれも成立には至っていない。
- 在留外国人に対する地方参政権については、「地方参政権について、法律による付与は憲法上許容される」とする最高裁判所判決（平成7年2月28日）に対する評価や見解が一定している状況とはいえない。

2 外国人住民を住民投票の権利の対象者とした場合における外国人住民の範囲等

外国人住民を含めて投票資格者及び請求権者とする場合であっても、住民投票の権利の対象者とする外国人住民の範囲等については、検討が必要である。

外国人については新たな在留管理制度が導入され、外国人登録法の廃止、住民基本台帳法の一部改正等が行われた。これに伴い、外国人登録制度は廃止され、外国人住民についても、平成24年7月9日から住民基本台帳法の適用の対象とされている。

そのため、住民投票の権利の対象者となる外国人住民の資格要件等については、住民基本台帳に記録されている外国人住民を要件として、以下検討する。

(1) 対象となる外国人住民の範囲

住民基本台帳に記録される外国人住民の要件（住民基本台帳法第30条の45）

（出入国管理及び難民認定法）

- ・ 中長期在留者
- ・ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ・ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法）

- ・ 特別永住者

住民基本台帳に記録される外国人の範囲については、住民基本台帳法第30条の45に規定されている。この外国人住民の中には、長期間の在留の意思を有しない者もいる。

「一時庇護許可者又は仮滞在許可者」及び「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」については、住民投票の権利を保障すべき外国人住民であるとまではいえないものと考えられる。

そのため、住民投票の権利の対象者となる外国人住民の範囲については、「中長期滞在者」及び「特別永住者」の中から検討することになる。

ア 中長期在留者のうち以下のものを対象

- ・ 全てのもの
- ・ 特定の在留資格をもって在留するもの（例 永住者、定住者）
- ・ 在留期間が一定年数以上のもの（例 5年、3年、1年）
- ・ その他

イ 特別永住者

- 外国人住民を住民投票の権利の対象者としている他市町村では、「永住者」の在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」を対象者としている例が多い。
- 一部他市町村では、住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されている者を対象としている。
- 対象とされる様々な事案について自らの意思を表明するには、一定期間、継続して日本に居住し、日本社会の仕組み、文化、政治制度等の知識を身につける必要があると考えられる。
- 住民投票の権利の対象者となる外国人住民の範囲については、在留資格、在留期間を要件とすることの妥当性、住民投票制度の目的や意義等を踏まえ、検討する必要がある。

(2) 外国人住民の年齢要件及び住所要件

外国人住民について住民投票の権利の対象者とした場合、年齢要件及び住所要件については、日本人の場合と外国人の場合とを別に扱うべき合理的な理由はない。そのため、日本人の場合と同様の整理とする。

(3) 外国人住民の投票資格者と請求権者

外国人住民について住民投票の権利の対象者とした場合、投票資格と請求資格の対象となる者の範囲を外国人住民の場合についてのみ異ならせるべき合理的な理由はない。そのため、投票資格者と請求権者については、外国人住民の場合についても、その範囲を同一とする。

(4) 外国人住民の投票資格者名簿への登録方法

外国人住民について住民投票の権利の対象者とした場合、その対象者を把握し、投票資格者名簿に登録する方法については、地方公共団体の住民に関する事務として住民基本台帳から対象者を抽出する方法と対象者からの申請により把握する方法との二つが考えられる。

対象者からの申請により把握し、投票資格者名簿に登録する方法については、一部、他市町村の例において見受けられる。これは、外国人登録原票の情報が、住民の居住関係の公証その他の住民に関する事務の処理のために利用することができる住民基本台帳上の情報とは異なり、個人情報の保護の観点から利用することが困難であったためと考えられる。

しかし、既に外国人登録制度は廃止され、外国人住民についても住民基本台帳に記録されている。住民基本台帳に記録されている基本事項は、地方公共団体の住民に関する事務処理の基本として「住民の利便の増進」や「行政の合理化に資する」ため、他の事務への利用をあらかじめ想定しているものである。そのため、現在、外国人住民の投票資格者名簿への登録については、住民基本台帳に記録されている外国人住民の個人情報を利用することが可能である。この意味からは、対象者からの申請による制度を採用する意義を見出

すことは難しい。

また、対象者からの申請による登録の制度とした場合、登録の制度を知らないことにより投票することができない場合も想定される。対象者を漏れなく抽出するためには、住民基本台帳に記録されている外国人住民の個人情報を利用することに優位性がある。

地方公共団体の住民に関する事務として住民基本台帳から対象者を抽出し、投票資格者名簿に登録することは、申請による対象者の登録に比べ、安定的な制度の運用が期待できる。

参考資料

- 7-1 選挙人名簿不登録処分に対する異議の申出却下決定取消請求事件（最高裁平成5年（行ツ）第163号）（平成7年2月28日 第3小法廷判決）
- 7-2 定住外国人の地方参政権付与を求める要望意見書
- 7-3 住民基本台帳に記録されている外国人住民数（在留資格区分別 平成24年10月31日現在）
- 7-4 外国人住民の投票資格についての他市町村規定例
- 7-5 関係法令抜粋

選挙人名簿不登録処分に対する異議の申出却下決定取消請求事件

(最高裁平成5年(行ツ)第163号)(平成7年2月28日 第3小法廷判決)

《判旨》

「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである。そこで、憲法15条1項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び1条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」

「地方自治について定める憲法第8章は、93条2項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものであるということとはできない。」

「憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したもとはいえないが、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」

「地方公共団体の長及びその議会の議員の選挙の権利を日本国民たる住民に限るものとした地方自治法11条、18条、公職選挙法9条2項の各規定が憲法15条1項、93条2項に違反するものということはでき」ない。

意見書案第 1 号

定住外国人の地方参政権付与を求める要望意見書

標記に関する意見書を次のように提出する。

平成 7 年 12 月 15 日提出

提出者 苫小牧市議会議員 小 林 洋 一
須 田 和 夫
吉 岡 透
谷 沢 敏 宏
千 葉 賢 吉
矢 嶋 翼
畠 山 忠 弘

平成 7 年 12 月 15 日

原案可決

定住外国人の地方参政権付与を求める要望意見書

定住外国人といわれる外国人登録者数が約133万人を超え、ますます国際化が進展している現在、国際人権規約の批准により、定住外国人の待遇は徐々に改善されてきております。

しかし、定住外国人は、日本で生まれ育った者も少なくなく、日本国民と等しく納税等の法的義務を長年果たし、さらに住民や企業人として地域社会に対する貢献や責務を果たしてきたにもかかわらず、地方参政権が認められていないのが現状です。

本年2月28日、最高裁判所は定住外国人の地方参政権を求める訴訟に関し、「憲法は、国内永住者など自治体と密接な関係を持つ外国人に、法律で地方選挙の選挙権を与えることを禁じているものとはいえない」との、これまでの判断から一步踏み込んだ判決を下しました。この判決は、定住外国人に対し自治体レベルでの参政権に道を開いたものとして注目され、国の政策判断と決断が求められることとなりました。

納税義務のある者は国籍を問わず社会サービスの受益者にとまるものではなく、社会サービスのあり方の決定に参画する権利を有するものと考えられます。

よって、政府におかれては、定住外国人の地方参政権を付与する特別立法を早期に制定されるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

住民基本台帳に記録されている外国人住民数（在留資格区分別 平成24年10月31日現在）

参考資料7-3

法律区分	外国人住民区分	別表区分	在留資格	主な在留期間	人数		
出入国管理及び難民認定法	中長期在留者	別表第1(1)	教授	5年・3年・1年・3月			
			芸術	5年・3年・1年・3月			
			宗教	5年・3年・1年・3月	3		
		報道	5年・3年・1年・3月				
		別表第1(2)	投資・経営	5年・3年・1年・3月	3		
			法律・会計業務	5年・3年・1年・3月			
			医療	5年・3年・1年・3月			
			研究	5年・3年・1年・3月			
			教育	5年・3年・1年・3月	6		
			技術	5年・3年・1年・3月	4		
	人文知識・国際業務		5年・3年・1年・3月	14			
	別表第1(3)	企業内転勤	5年・3年・1年・3月	10			
		興行	1年・6月・3月	4			
	在留期間別人数内訳	永住者	別表第1(4)	技能	5年・3年・1年・3月	11	
				技能実習	1年	9	
		5年	別表第1(5)	文化活動	1年・6月・3月		
				留学	4年3月・4年・3年3月・3年・2年3月・2年・1年3月・1年・6月・3月	101	
				研修	1年・6月		
				家族滞在	5年・3年・1年・30日・15日	25	
				特定活動	5年・3年・1年・6月	5	
永住者				無期限	72		
日本人の配偶者等				5年・3年・1年・6月	30		
永住者の配偶者等				5年・3年・1年・6月	4		
1年未満	別表第2	定住者	5年・3年・1年・6月	12			
小計				313			
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法	特別永住者	—	一時庇護許可者	上陸期間			
			仮滞在許可者	仮滞在期間			
			出生による経過滞在者	—			
			国籍喪失による経過滞在者	—			
			小計				
			特別永住者	特別永住者	—	136	
			合計				449

※ 公表データについては公開時点の暫定値であり、今後修正の可能性ががあります。

外国人住民の投票資格についての他市町村規定例

○ 川崎市住民投票条例（平成20年条例第26号）（抄）

（投票資格者）

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であり、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 日本の国籍を有しない者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの（同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあっては、3年を超えて住民基本台帳に記録されていることを要しない。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しない者

(2) 前項第1号の規定に該当する年齢満18年以上20年未満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

○ 川崎市住民投票条例逐条説明書 第3条関係（抜粋）

【説明】

- 自治基本条例第31条において、住民投票の投票資格者が「住民」とされていることを踏まえ、本条では、投票資格者となる「住民」の年齢や市内在住の要件、また、外国人については日本での在留期間の要件などを定めている。

*第1項関係

- 自治基本条例第31条では、住民の範囲から未成年者を排除する理由はなく、少なくとも満18歳以上の者は、投票資格者たる「住民」に含まれるべきと解釈されている。住民投票は、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事案が対象となることから、選挙権の有無にかかわらず、できる限り幅広い住民が投票に参加できることが望ましいが、未成年者については、投票資格者になることによって、投票運動などで受ける精神的影響なども考慮する必要もあり、あまり低い年齢では適切でないので、年齢要件については満18歳以上としている。
- 地方自治法第18条及び公職選挙法第9条において、選挙権に「3か月以上」の住所要件を設けたのは、「その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要である」ことを理由としているが、本市制度においても、この考えに準じて市内における在住の要件を「3か月以上」としている。
- 投票資格を満たしているかどうかを明確に判定するという趣旨から、他市町村から転入した場合には、選挙における選挙人名簿の登録要件の場合と同じく、日付の遡り等を行えない転入の届出を行った日を住所要件の起算日とする旨定めている。
- 日本国籍を有しない者の市内における住民基本台帳の記録期間については、外国人登録制度が廃止されたことに伴う経過措置を設けている。（附則参照）

（第2号関係：日本国籍を有しない者）

- 住民投票の投票資格者は、日本に生活基盤を有していることに加え、付議事項の内容等について十分に理解し、自らの意思で投票を行うためには、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付けている必要がある。このような点を考慮して、外国人については、在留資格をもって3年を超える期間、日本に在留していることを要件としている。ただし、永住者や特別永住者については、相当期間、日本で生活しており、日本の社会生活等を十分に理解していると推定されることから、この要件は不要としている。
- 本邦における住民基本台帳の記録期間については、外国人登録制度が廃止されたことに伴う経過措置を設けている。（附則参照）

*第2項関係

○第1項の要件を満たす者であっても、年齢や国籍にかかわらず、選挙権の欠格事由に該当する者については、第2項で投票資格者から除くこととしている。

(第1号関係)

○公職選挙法等に規定する選挙権の欠格事由に該当する者については、次の理由により、住民投票の投票資格者から除外している。

- 住民投票制度は、間接民主制を補完し、議会と市長に尊重義務を生じさせる重要な参加の制度であることから、選挙制度との整合を図り、投票資格者から選挙権の欠格事由に該当する者を除外することは一定の合理性がある。
- 選挙では、事理を弁識する能力を有しないとの理由から、成年被後見人は選挙権者から除外されており、住民投票制度でも同様に考える。

(第2号関係)

○日本国籍を有する満20歳以上の者の投票資格判定における公平性を図るために、外国人と満18歳及び満19歳の者についても、第1号に掲げる選挙権の欠格事由に該当する者は、投票資格者から除くこととしている。

○外国人と満18歳及び満19歳の者に関する選挙権の欠格事由の情報を把握するための規定が存しないため、当該情報をすべて把握することはできないので、本号の規定により投票資格を有しない者が投票を行ってしまうことの懸念が残るが、本市制度が投票結果に対する法的拘束力のない諮問型であり、投票結果を踏まえて最終的な意思決定は市長や議会が行うものであること、また、外国人と満18歳及び満19歳の者のうち、選挙権の欠格事由に該当する者は極めて少数であると見込まれ、その影響は少ないものと考えられる。

○ 岸和田市住民投票条例（平成17年条例第26号）（抄）

（住民投票の投票資格者）

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、日本国籍を有する者又は定住外国人であって、かつ、年齢満18年以上の者のうち、引き続き3月以上岸和田市に住所を有するもの（その者に係る岸和田市の住民票が作成された日（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条又は第30条の46の規定による届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上岸和田市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）とする。

2 前項に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格（前号の在留資格を除く。）をもって在留し、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者

○ 岸和田市住民投票条例逐条解説 第3条関係（抜粋）

第2項第3号では、「出入国管理及び難民認定法別表第1に規定する活動や別表第2に規定する身分や地位の在留資格をもって在留している者（ただし、第2項第2号に規定する永住者は除きます。）で、引き続き3年を超えて日本に住所を有しているもの」も「定住外国人」の中に入れます。

ここに規定する「3年を超えて」というのは、以下の理由によります。

前記の出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項では、在留期間が、その活動内容によって3カ月であったり、1年であったり区別されていますが、最高でも3年を超えることはできないと定められています。それを超えて日本に在留するには、活動内容によっては何回も更新手続きが必要となってきます。もし、更新しないままですと在留資格を失い、不法滞在となってしまいます。

更新することで、さらに日本に滞在しようという意思を明確にしているこれらの外国人については、たとえ「永住」の資格を持っていないとしても、3年を超えた滞在中に日本の風土や文化、慣習に触れることで、日本と密接な関係を持ち、地方の問題について日本人とともに考えるだけの知識を身に付けるに至っていると考えられます。

○ 大和市住民投票条例（平成18年条例第1号）（抄）

（請求及び投票の資格）

第3条 自治基本条例第31条第1項の規定による住民投票の実施の請求（以下「住民請求」という。）をすることができる本市に住所を有する年齢満16年以上の者及び同条第5項の規定により住民投票の投票権を有する本市に住所を有する年齢満16年以上の者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第7条に規定する投票資格者名簿に登録されている者とする。

- (1) 年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
- (2) 年齢満16年以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）

2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者（前号に掲げる者を除く。）であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有するもの
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

○ 大和市住民投票条例逐条解説 第3条関係（抜粋）

《前半部分 略》

・第2項について

法律上「定住外国人」という定義はないので、この条例で規定することになります。

・第2項第1号について

「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」の在留資格をもって在留する者を定住外国人の範囲に含めます。

・第2項第2号について

本邦での活動に制限のない「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格をもって在留する者のうち、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者を定住外国人の範囲に含めます。「出入国管理及び難民認定法」では、これらの在留資格は最高でも3年を限度としており、3年を超えて在留するということは、少なくとも1度は更新手続きがされていることになります。

・第2項第3号について

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者を定住外国人の範囲に含めます。特別永住者とは、第二次世界大戦前から日本に滞在する朝鮮半島や台湾の出身者で、いわゆるサンフランシスコ講和条約の発効により日本国籍を失った人たちやその子孫をいいます。

※ 出入国管理及び難民認定法の改正により、現在は、在留資格は最高で5年とされている。

○ 広島市住民投票条例（平成15年条例第2号）（抄）

（住民投票の投票権を有する者）

第4条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る広島市の住民票が作成された日（他の市町村から広島市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日。次号において同じ。）から引き続き3か月以上広島市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、その者に係る広島市の住民票が作成された日から引き続き3か月以上広島市の住民基本台帳に記録されているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

3 第1項第1号及び第2号の広島市には、その区域の全部又は一部が廃置分合により広島市の区域の一部となった市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅した市町村の区域の全部又は一部となった市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村を含む。）を含むものとする。

4 第1項第1号及び第2号の住民基本台帳に記録されている期間は、廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

関係法令抜粋

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄）

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第30条の45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第7条の規定にかかわらず、同条各号（第5号、第6号及び第9号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この章において「入管法」という。）第2条第5号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

<p>中長期在留者（入管法第19条の3に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>(1) 中長期在留者である旨 (2) 入管法第19条の3に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号</p>
<p>特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>(1) 特別永住者である旨 (2) 入管特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号</p>
<p>一時庇ひ護許可者（入管法第18条の2第1項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第61条の2の4第1項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>(1) 一時庇ひ護許可者又は仮滞在許可者である旨 (2) 入管法第18条の2第4項に規定する上陸期間又は入管法第61条の2の4第2項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>
<p>出生による経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第22条の2第1項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在者（日本の国籍を失つた者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）</p>	<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨</p>

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）

（在留資格及び在留期間）

第2条の2 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（技能実習の在留資格にあつては、別表第1の(2)の表の技能実習の項の下欄に掲げる第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第1の上欄（技能実習の在留資格にあつては、(2)の表の技能実習の項の下欄に掲げる第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第2の上欄に掲げるとおりとし、別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第2の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第1項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5年を超えることができない。

（中長期在留者）

第19条の3 法務大臣は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」という。）に対し、在留カードを交付するものとする。

- (1) 3月以下の在留期間が決定された者
- (2) 短期滞在の在留資格が決定された者
- (3) 外交又は公用の在留資格が決定された者
- (4) 前3号に準ずる者として法務省令で定めるもの

別表第1（第2条の2、第5条、第7条、第7条の2、第19条、第19条の16、第19条の17、第20条の2、第22条の3、第22条の4、第24条、第61条の2の2、第61条の2の8関係）

(1)

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）

教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（(2)の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

(2)

在留資格	本邦において行うことができる活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（(1)の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（(1)の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（(1)の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動
技能実習	<p>(1) 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。）</p> <p>ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>(2) 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）</p>

(3)

在留資格	本邦において行うことができる活動
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（(4)の表の留学の項から研修の項までの下

	欄に掲げる活動を除く。)
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

(4)

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（(2)の表の技能実習の項の下欄第1号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）
家族滞在	(1)の表、(2)の表又は(3)の表の上欄の在留資格（外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

(5)

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	<p>法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関（高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関（情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第1項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣</p>

	<p>労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動</p> <p>ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動</p> <p>ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動</p>
--	--

別表第2 (第2条の2、第7条、第22条の3、第22条の4、第61条の2の2、第61条の2の8関係)

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
(平成3年法律第71号) (抄)

(法定特別永住者)

第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

(1) 次のいずれかに該当する者

イ 附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和27年法律第126号)(以下「旧昭和27年法律第126号」という。)第2条第6項の規定により在留する者

ロ 附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和40年法律第146号)(以下「旧日韓特別法」という。)に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第7条の規定による改正前の入管法(以下「旧入管法」という。)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 旧入管法別表第2の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者